

- (2) 運転操作に常時必要な遮断器（自動再閉路装置を有する高圧又は15,000V以下の特別高圧の配電線路用遮断器を除く。）の開閉を操作する装置
- (ハ) ニにおいて規定する、蓄電所に必要な装置
- ニ 遠隔常時監視制御方式により施設する場合において、前号ロ（ニ）及び（ホ）並びにホの規定は、制御所へ警報する場合に準用する。

P591 下から13～15行目（第135条）（下線部を追加）

- イ 遠隔監視制御されない発電所又は蓄電所（第225条に規定する場合に係るものを除く。）。ただし、次に適合するものを除く。
- (イ) 発電所又は蓄電所の出力が2,000kW未満であること。

P591 下から3行目（第135条）（下線部を追加）

- ホ 蓄電制御所（蓄電所を遠隔監視制御する場所をいう。以下この条において同じ。）

P591（第135条）下から2行目 ホ→△ 下から1行目 へ→ト に修正

P592（第135条）1行目 ト→チ に修正

P592 8～9行目（第135条）（下線部を追加）

- 六 同一電力系統に属し、保安上、緊急連絡の必要がある発電所、蓄電所、変電所及び変電所に準ずる場所であって特別高圧の電気を変成するためのもの、発電制御所、蓄電制御所、変電制御所及び開閉所相互の間

P592 8～9行目（第135条）（下線部を追加）

- イ 発電所又は蓄電所。ただし、次に適合するものを除く。

P592 24行目（第135条）（下線部を追加）

- ニ 蓄電制御所  
ニ→ホ ホ→△

P592 下から6～9行目（第135条）（下線部を追加）

- 八 発電所、蓄電所、変電所、変電所に準ずる場所であって特別高圧の電気を変成するためのもの、発電制御所、蓄電制御所、変電制御所、開閉所、給電所及び技術員駐在所と電気設備の保安上、緊急連絡の必要がある气象台、測候所、消防署及び放射線監視計測施設等との間

## 解説 電気設備の技術基準 第19版

経済産業省産業保安グループ編

令和4年11月30日

解釈改正による変更を記した冊子

※ 経済産業省のホームページ中 産業保安→電力の安全 にある新着情報に掲載された2022年12月1日「電気事業法施行規則等の一部改正について」の中に「電気設備の技術基準の解釈」の改正に関する新旧対照表があります。本冊子と合わせてご確認ください。

本改正は、一定の地域内における災害時等の活用、電力系統に対する調整力の提供等を目的に、事業者が蓄電用の電気工作物を単体で設置するような運用が本格化する事を見込み、当該設置形態に係る保安規制の解釈及び運用を示すものです。施行は令和4年12月1日となります。

(経済産業省ホームページ 電気設備の技術基準の解釈等の一部改正について より一部抜粋)

扉頁に解釈改正日を追加

令和4年11月30日解釈改正

本書の中での修正

P6 8行目(目次)(下線部分を追加)

発電所並びに変電所 → 発電所、蓄電所並びに変電所

以下同様に、発電所の後に、蓄電所を入れる箇所

P119 下から8行目, P189 15-1表中 中性点接地式電路中, P197 6行目, P210 13行目, P227 下から4行目, P229 15行目, P230 7行目, P240 下から6行目, P242 14行目, P250 5行目, P264 8行目, P265 3行目, P265 36-1表中 5力所, 36-1表の備考中, P269 4行目, P275 1行目, P275 5行目, P288 下から7行目, P339 2行目, P453 下から10行目, P873 10行目

P331 22行目(第47条の3 新設)

**【常時監視をしない蓄電所の施設】(省令第46条第2項)**

**第47条の3 技術員が当該蓄電所において常時監視をしない蓄電所は、次の各号のいずれかにより施設すること。**

- 一 随時巡回方式により施設する場合は、次に適合するものであること。
  - イ 技術員が、適当な間隔において蓄電所を巡回し、運転状態の監視を行うものであること。
  - ロ 蓄電所は、電気の供給に支障を及ぼさないよう、次に適合するものであること。
    - (イ) 当該蓄電所に異常が生じた場合に、一般送配電事業者又は配電事業者が電気を供給する需要場所(当該蓄電所と同一の構内又はこれに準ずる区域にあるものを除く。)が停電しないこと。
    - (ロ) 当該蓄電所の運転又は停止により、一般送配電事業者又は配電事業者が運用する電力系統の電圧及び周波数の維持に支障を及ぼさないこと。
  - ハ 蓄電所に施設する変圧器の使用電圧は、170,000V以下であること。
  - ニ 他冷式(変圧器の巻線及び鉄心を直接冷却するため封入した冷媒を強制循環させる冷却方式をいう。以下、この条において同じ。)の特別高圧用変圧器の冷却

装置が故障した場合又は温度が著しく上昇した場合に、逆変換装置の運転を自動停止する装置の施設等により、当該変圧器に流れる電流を遮断するものであること。

二 随時監視制御方式により施設する場合は、次に適合するものであること。

- イ 技術員が、必要に応じて蓄電所に出向き、運転状態の監視又は制御その他必要な措置を行うものであること。
- ロ 次の場合に、技術員へ警報する装置を施設すること。
  - (イ) 蓄電所内(屋外であって、変電所若しくは開閉所又はこれらに準ずる機能を有する設備を施設する場所を除く。)で火災が発生した場合
  - (ロ) 他冷式の特別高圧用変圧器の冷却装置が故障した場合又は温度が著しく上昇した場合
  - (ハ) ガス絶縁機器(圧力の低下により絶縁破壊等を生じるおそれのないものを除く。)の絶縁ガスの圧力が著しく低下した場合
  - (ニ) 逆変換装置の運転が異常により自動停止した場合
  - (ホ) 運転操作に必要な遮断器(当該遮断器の遮断により逆変換装置の運転が自動停止するものを除く。)が異常により自動的に遮断した場合(遮断器が自動的に再閉路した場合を除く。)
- ハ 蓄電所の出力が2,000kW未満の場合においては、ロの規定における技術員への警報を、技術員に連絡するための補助員への警報とすることができる。
- ニ 蓄電所に施設する変圧器の使用電圧は、170,000V以下であること。
- ホ 47-10表の左欄に掲げる場合に同表右欄に掲げる動作をする装置を施設するときは、同表左欄に掲げる場合に警報する装置を施設しないことができる。

47-10表

| 場合      | 動作                      |
|---------|-------------------------|
| 第二号ロ(ロ) | 当該設備を電路から自動的に遮断するとともに、逆 |
| 第二号ロ(ハ) | 変換装置の運転を自動停止する。         |

三 遠隔常時監視制御方式により施設する場合は、次に適合するものであること。

- イ 技術員が、制御所に常時駐在し、蓄電所の運転状態の監視及び制御を遠隔で行うものであること。
- ロ 前号ロ(イ)から(ホ)までに掲げる場合に、制御所へ警報する装置を施設すること。
- ハ 制御所には、次に掲げる装置を施設すること。
  - (イ) 蓄電所の運転及び停止を、監視及び操作する装置
  - (ロ) 使用電圧が100,000Vを超える変圧器を施設する蓄電所にあつては、次に掲げる装置
    - (1) 運転操作に常時必要な遮断器の開閉を監視する装置